

宿泊約款

General Terms & Conditions for Accommodation Contract

第1条 (適用範囲)

- 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 (宿泊契約の申込み)

- 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする方は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - 宿泊者名
 - 宿泊日及び到着予定時刻
 - 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - その他当ホテルが必要と認める事項
- 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条 (宿泊契約の成立等)

- 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超え、3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までに、お支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条 (申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条 (宿泊契約締結の拒否)

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- 満室により客室の余裕がないとき。
- 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- 宿泊しようとする方が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- 当ホテル若しくはホテル従業員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を越える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
- 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- 宿泊しようとする方が、泥酔等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、あるいは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。(愛知県旅館業法施行条例第4条)
- 宿泊しようとする方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第6号の暴力団員、又は同法第2条第2号の暴力団と関係を有する企業又は団体の関係者又はその他反社会的勢力の関係者と認められるとき。

第6条 (宿泊客の契約解除権)

- 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。
- 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条 (当ホテルの契約解除権)

- 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行をしたと認められるとき。
 - 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - 当ホテル若しくはホテル従業員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を越える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
 - 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - 宿泊しようとする方が、泥酔等により他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、あるいは宿泊者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。(愛知県旅館業法施行条例第4条)
 - 宿泊しようとする方が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77条)第2条第6号の暴力団員、又は同法第2条第2号の暴力団と関係を有する企業又は団体の関係者と認められるとき。
 - 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいざずら、その他、当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条 (宿泊の登録)

- 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - 出発日及び出発予定時刻
 - その他当ホテルが必要と認める事項
- 日本国内に住所を有しない外国人にあつてはパスポートの提示並びにコピー等をさせていただきます。
- 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示し、当ホテルの承認を得ていただきます。

第9条 (客室の使用時間)

- 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、到着日の午後3時から出発日の正午までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
- 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - 超過3時間までは、室料金の30%
 - 超過6時間までは、室料金の50%
 - 超過6時間以上は、室料金の100%

第10条 (利用規則の遵守)

宿泊客は当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第 11 条 (営業時間)

- 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクトリー等でご案内いたします。
 (1) フロント・キャッシャー等サービス時間：
 門限なし
 フロントサービス 24 時間
 エクスチェンジャーサービス 24 時間
 (2) 飲食等その他施設サービス時間：
 サービスディレクトリーをご参照ください。
- 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第 12 条 (料金の支払い)

- 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
- 前項の宿泊料金等の支払いは、日本国政府が定める指定通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
- 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けず。

第 13 条 (当ホテルの責任)

- 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 当ホテルは万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第 14 条 (契約した客室の提供ができないときの取扱い)

- 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
- 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第 15 条 (寄託物等の取扱い)

- 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは 15 万円を限度としてその損害を賠償します。
- 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかつたものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

第 16 条 (宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 宿泊客の手荷物が、宿泊に先だって当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるとします。ただし、所有者の指示がない場合、又は所有者が判明しないときは、遺失物法に基づき処理します。
- 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあつては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあつては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

第 17 条 (駐車場の責任)

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第 18 条 (宿泊客の責任)

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被つたときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第 19 条 (支配する国語)

本約款は日本語と英語で作成されていますが、日本語と英文との間に不一致又は相違があるときは、すべて日本語によるものとします。

第 20 条 (裁判管轄及び準拠法)

本約款による宿泊契約及びこれに関連する契約に関して生じる一切の紛争については、専ら当ホテルの所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

別表第 1 宿泊料金等の内訳(第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項及び第 12 条第 1 項関係)

内 訳		
宿泊客が支払うべき総額	宿 泊 料 金	①基本宿泊料(室料(又は室料+朝食料)) ②サービス料(①×10%)
	追 加 料 金	③飲食料及びその他の利用料金 ④サービス料(③×10%)
	税 金	消費税

備考：税法が改正された場合はその改正された規定によるものとします。

別表第 2 違約金(第 6 条第 2 項関係)

契約申込人数	契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日	9日前	20日前
		一般	14名まで	100%	80%	20%
団体	15名～99名まで	100%	80%	20%	10%	
		100名以上	100%	100%	80%	20%

- (注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
 2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分(初日)の違約金を收受します。
 3. 団体客(15 名以上)の一部について契約の解除があつた場合、宿泊の 10 日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の 10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については違約金はいただきません。

利用規則 Hotel Regulations

当ホテルでは、お客様が安全かつ快適にお過ごしいただくため、宿泊約款第 10 条に基づいて、次の通り利用規則を定めておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。もし遵守いただけない場合には、やむを得ず、宿泊約款第 7 条第 1 項により客室及び当ホテル内の諸設備のご利用をお断り申し上げることがございます。また、お客様のご協力が得られなかった結果生じた事故については当ホテルでは責任を負いかねますので、その旨ご了承くださいませようお願い申し上げます。またお客様に損害のご負担をいただくこともありますので、特にご注意くださいませようお願い申し上げます。

火災予防上お守りいただきたい事項

1. 客室内に、暖房用、炊事用等の火器およびアイロン等を持ち込み使用しないでください。
2. ベッドの中など火災の発生しやすい場所での喫煙は固くお断りいたします。
3. その他火災の原因になるような行為をしないでください。

保安上お守りいただきたい事項

1. ご滞在中、お部屋から出られる時には施錠をご確認ください。
2. ご滞在中、特にご就寝の時は内鍵、ドアガードまたはドアチェーンをおかけください。来客があった場合には不用意に開扉なさらず、ドアガードまたはドアチェーンをかけたまま開扉するか、のぞき窓をご確認ください。万一、不審者と思われる場合にはフロントまでご連絡ください。
3. 訪問客との面会は 1 階ロビーをご利用ください。
4. 宿泊登録者以外のご宿泊は固くお断りいたします。
5. エレベーター、エスカレーターなどをご利用の際は事故防止にご留意ください。特にお子様のみでのご利用は、危険ですので固くお断りいたします。

貴重品・お預かり品のお取扱いについて

1. ご滞在中の現金・貴重品の保管にはフロントの貸金庫をご利用いただくようお願いいたします。上記手続きをおとりにならず、現金または貴重品を紛失したり破損・盗難にあわれましても、その損害の賠償はいたしかねます。
2. お忘れ物・遺失物は特にご指定のない限り、法令に基づいてお取扱いさせていただきます。
3. バゲージルーム、クロークルームでのお預かり期間は 14 日以内といたします。

ご滞在中の客室清掃について

連続してご宿泊する場合において、到着日及び出発日を除くご滞在中の客室清掃の時間指定につきましては、あらかじめご連絡をいただくか、あるいは清掃ご希望日当日の午前 10 時から午後 3 時の間にご連絡ください。

お支払いについて

1. 料金は、通貨または当ホテルが認めた旅行小切手・宿泊券・クレジットカードによりお支払いいただきます。ご滞在中当ホテルから勘定書の提示がございましたら、その都度ご精算をお願いいたします。
2. 予定の宿泊日数を変更なさる場合は、あらかじめフロントにご連絡ください。延長の場合はそれまでのお支払いをお願いいたします。
3. ホテル内のレストラン・バー等をご署名によってご利用される場合は、宿泊カードをご提示ください。
4. ご到着時にお預かり金を申し受けます。
5. 旅行小切手以外の小切手でのお支払い及び両替には応じかねます。
6. 所定の税金の他、お勘定の 10% をサービス料として加算させていただきます。

お止めいただきたい行為

1. ホテル内に他のお客様の迷惑になるようなものをお持ち込みにならないでください。
 - (1) 犬・猫・小鳥等の動物、ペット類全般(ただし、身体障害者補助犬は除く)
 - (2) 発火または引火しやすい火薬や揮発油類及び危険性のある製品
 - (3) 悪臭及び強い臭いを発する物
 - (4) 許可証のない銃砲、刀剣類
 - (5) 著しく多量のお荷物及び物品
 - (6) その他法令で所持を禁じられている物
2. ホテル内で賭博や風紀、治安を乱すような行為、他のお客様に迷惑となったり不快感を与えるような行為はお止めください。
3. 当ホテルに許可なくお部屋やロビーでの営業行為など、宿泊以外の目的にご使用なされないでください。
4. ホテルの外観を損なうようなものを客室の窓に掛けたり窓側に陳列なされないでください。
5. ホテル内で許可なく広告、宣伝物を配布したり物品の販売をなさらないでください。
6. ホテル内で施設・備品を所定の場所・用途以外で使用したり、現状を著しく損なうようなご利用はなされないでください。
7. ホテル内で撮影された写真等を許可なく営業上の目的で公になさることは、法的措置の対象になることがあります。
8. 廊下やロビーに所持品を放置することはご遠慮ください。
9. パジャマ・スリッパで廊下・ロビー・レストラン・バー等お部屋以外の施設にお出かけにならないでください。
10. 緊急事態あるいはやむを得ない事情が発生しない限り、非常階段・屋上・塔屋・機械室等、お客様用以外の施設には立ち入らないでください。
11. 未成年者だけのご宿泊は、保護者の許可がない限りお断りいたします。また心身消耗、薬物、飲酒等により理性を失うなどして他のお客様に迷惑と不安を及ぼすご利用者もご遠慮ください。
12. 不可抗力以外の事由により建造物・家具・備品・その他の物品を損傷・汚染または紛失された場合には、相当額を弁償していただくことがあります。
13. 客室及び宴会場内から電話をご利用の際は施設利用料が加算されます。
14. ホテル外からの飲食物の出前をおとりになることはご遠慮ください。